平成２９年（フ）第６５７号
愛知県小牧市元町２丁目164番地
債務者　前田　　薫
1　決定年月日時　平成29年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第７０１号
名古屋市瑞穂区河岸町３丁目57番地の２　メゾン・ド・オルティー103号
債務者　早乙女久祥
1　決定年月日時　平成29年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第７７９号
名古屋市守山区大字中志段味字長根2830番地の81
債務者　八田　宏司
1　決定年月日時　平成29年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第８５７号
愛知県大府市共栄町４丁目312番地
債務者　大槻　文一
1　決定年月日時　平成29年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第８７３号
名古屋市北区西味鋺４丁目557番地　市営西あじま荘Ｔ３棟201号
債務者　吉村　知恵
1　決定年月日時　平成29年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第２０５号
熊本市東区広木町29番97号
債務者　川元佑太郎
1　決定年月日時　平成29年６月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月29日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第１４３号
沖縄県浦添市字前田630番地１
債務者　末吉　弥生
1　決定年月日時　平成29年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月31日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２９年（フ）第１６８号
沖縄県糸満市字糸満1553番地の１　レオパレス糸満Ｓｏｕｔｈ202号室
債務者　上原　弘美
1　決定年月日時　平成29年６月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月31日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２９年（フ）第７５０号
名古屋市中川区前田西町２丁目201番地　県営西前田住宅２棟506号
債務者　青木　義憲
1　決定年月日時　平成29年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第７５１号
名古屋市中川区前田西町２丁目201番地　県営西前田住宅２棟506号
債務者　青木　悦子
1　決定年月日時　平成29年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第７７３号
愛知県あま市七宝町伊福鍛治屋前27番地１　サンハイツ伊福303号
債務者　田上　正次
1　決定年月日時　平成29年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１６９号
熊本市北区鹿子木町32番地１
債務者　森　　裕子
1　決定年月日時　平成29年６月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月５日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

破産手続廃止

平成２８年（フ）第２０４号
群馬県高崎市上滝町244番地
破産者　株式会社トム商会
1　決定年月日　平成29年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２９年（フ）第６１号
埼玉県狭山市大字上赤坂629番地の18
破産者　株式会社アカサカスラスト
1　決定年月日　平成29年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第７３号
埼玉県入間郡三芳町大字上富1552番17
破産者　有限会社柴田電気
1　決定年月日　平成29年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第９４号
埼玉県飯能市前ヶ貫275―９、商業登記簿上の本店所在地東京都青梅市新町９丁目2015番地の６
破産者　有限会社マイウェイ
1　決定年月日　平成29年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第１０７号
埼玉県狭山市入間川２―３―４、商業登記簿上の本店所在地埼玉県狭山市柏原2257番地の16
破産者　有限会社エーエスシステム
1　決定年月日　平成29年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第３７２号
札幌市豊平区旭町３丁目５番５号
破産者　株式会社ビッグパル
1　決定年月日　平成29年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部